

＜事業内容＞

1. 事業の目的

- 児童発達支援センター機能強化事業（平成26年度事業開始 拡充）
専門職員を配置し、児童発達支援センター等の質の向上や人材育成、地域における障害児支援の中核的な役割や機能の強化を図る。
- 巡回支援専門員整備事業（令和6年度 新規）
専門員が保育所や小学校等のこどもやその親が集まる施設等へ巡回支援を行い、支援者や保護者に対し、障がいの早期発見・対応の助言を行い、地域全体での支援体制の強化を図る。

2. 事業費

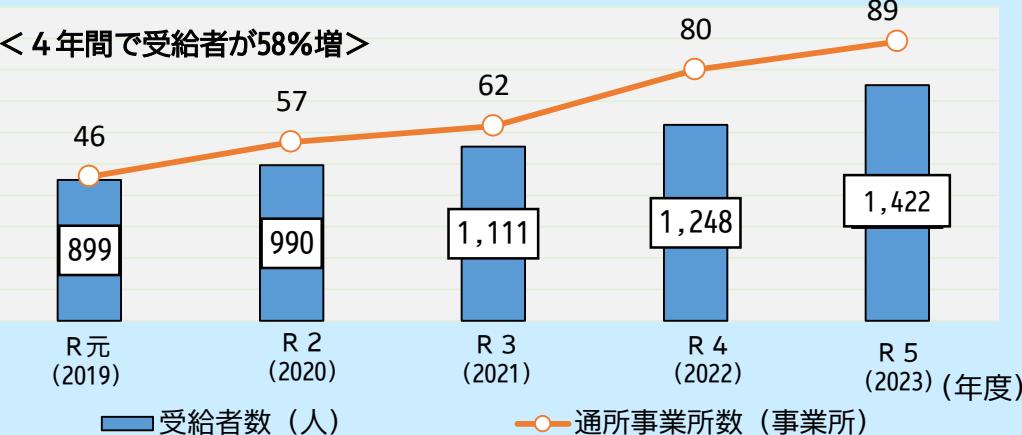
- 12,650千円（財源：国補助1/2 県補助1/4）
- 児童発達支援センター機能強化事業 7,150千円
 - 巡回支援専門員整備事業 5,500千円

3. 実施法人

- 児童発達支援センター機能強化事業
社会福祉法人 安積愛育園 通所支援事業所チエロ
- 巡回支援専門員整備事業
社会福祉法人 安積愛育園

＜支援を必要とする児童の増加＞

障害児通所支援事業所数及び障害児通所支援利用受給者証発行人数の推移



＜事業の内容と対象者＞

児童発達支援センター機能強化事業

- 発達に特性のあるこどもや家族への支援
- 質の向上のための研修会
- 地域の障害児通所支援事業所の支援技術の向上
- 地域のインクルージョンの推進 等

事業の対象者

- 障害児通所支援事業所
- 保育所 ○ 幼稚園
- 小中学校 ○ 家庭

連携

相談・連携
助言・訪問

巡回支援専門員整備事業

- 巡回支援
- 各支援事業・関係機関との連携支援体制の強化等

＜障害児支援の概要＞

障害児通所支援のサービスの種類

1 児童発達支援

未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

2 放課後等デイサービス

就学児童（幼稚園・大学を除く）に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。

3 保育所等訪問支援

専門職員が保育所、幼稚園、小学校などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。

4 居宅訪問型児童発達支援

外出することが困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための訓練などを行います。

< R 6事業内容>

○児童発達支援センター機能強化事業

事業名	目的	対象	計画	実績
コミュニティサロン ふあみチル	保護者支援	障がいのある子をもつ親	年3回	6月 1回開催 10名参加
子育てサロン てんとうむし	保護者支援	障がいのある子とその親 (障がいの疑いを含む)	年12回	5月～ 5回開催 相談6件
支援技術向上相談窓口	事業所支援技術向上	障害児通所支援事業所	随時	9月～
事業所職員研修	事業所支援技術向上	障害児通所支援事業所	年2回	1月末に予定
療育施設見学・児童発達支援センター施設体験	インクルージョンの推進	見学：保育士、幼稚園教諭 体験：通所支援事業所職員	月1～2回	見学：7件 体験：7件
障害理解にかかるオンライン配信	インクルージョンの推進	保育士、幼稚園教諭	年2回	10月に予定

○巡回支援専門員整備事業

事業名	目的	対象	計画	実績
すぐのび巡回相談	巡回支援	保護者、保育所、幼稚園、 小中学校	随時	4月～ 154件
子育て相談会	保護者支援	障がいのある子とその親 (障がいの疑いを含む)	月1回	5月～ 5回開催 19件
関係機関との情報共有	連携体制強化	各保健センター、こども家庭 課	随時	